



～性別に関係なく、仕事と生活が両立できる～
男女共同参画推進事業所を募集します

要 旨

仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる市内の事業所を募集します。「男女共同参画推進事業所」として認定された事業所は、その取組について、市のホームページ等で広くPRを行います。

性別にとらわれず誰もが働きやすい環境が整っている事業所を市内に増やし、ワーク・ライフ・バランスのとれた自分らしいライフスタイルを実現できるまちづくりを進めています。

概 要

- 1 対 象 沼津市内に所在する事業所 ※業種や規模、本店と支店の別を問いません。
- 2 期 間 令和6年7月1日（月）～9月30日（月） 当日消印有効
- 3 申請書類 ①申請書 ②審査項目票 ※①、②の様式は市ホームページに掲載
③添付書類（会社概要、就業規則、取組の参考となる資料）
- 4 認定の流れ ・申 請…申請書類を地域自治課あて持参、郵送又はメールで提出
・審 査…書類審査と実地審査（ヒアリング）の2段階で審査（10月頃）
・認定式…市長から認定証を交付（12月頃）

【推進事業所認定のメリット】

- ①イメージの向上
- ②優秀な人材の確保・定着
- ③従業員の生産性・労働意欲の向上
- ④業務の持続性・効率性の向上
- ⑤各種セミナーの紹介
- ⑥沼津市における建設工事に関する加算

令和5年度認定式の様子



お問い合わせ先

沼津市役所 政策推進部 地域自治課 協働推進係
直通：055-934-4807

生活と両立できて、働きやすい！

男女共同参画推進事業所を募集します！

沼津市では、男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業所を「男女共同参画推進事業所」として認定し、その取組を広く紹介しています。

対象となる事業所

沼津市内に所在する事業所 ※業種や規模、本店と支店の別を問いません。

申請書類

- ① 申請書
 - ② 審査項目票
 - ③ 添付書類(会社概要、就業規則、取組の参考となる資料)
- ※①、②の様式は市ホームページからダウンロードできます。



制度の詳細・
申請様式は
こちら

市ホームページ URL : <https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/commit/danjyo/seido/index.htm>

申請期間

令和6年7月1日(月)～9月30日(月) 当日消印有効

申請から認定までの流れ

- ①申請……………申請書類を地域自治課あて持参、郵送またはメールにてご提出ください。
 - ②審査……………書類審査と実地審査(ヒアリング)の2段階で審査を行います。(10月頃)
 - ③認定証交付…市長から認定証を交付します。(12月頃)
- ※ 認定された事業所は、毎年、取組状況報告書の提出が必要です。

審査方法

審査項目41点満点中、従業員数300人以上の事業所は7割(29点)以上、従業員数300人未満の事業所は5割(21点)以上を得点する事が認定要件となります。

- 【審査項目】
- | | | |
|-----|-----------------------------|-----|
| I | 性別にとらわれず、従業員の能力を活用する取組…………… | 13点 |
| II | 仕事と家庭の両立支援の取組…………… | 17点 |
| III | 男女がともに働きやすい職場づくりの取組…………… | 11点 |

- 【配 点】
- ① 実施している場合…1点
 - ② 3年以内に取組を実施する予定の場合…0.5点

※ 具体的な審査項目は市ホームページをご覧ください。チェックシートで自己診断ができます。

申請書類提出
お問い合わせ

〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号
沼津市役所 地域自治課 協働推進係
TEL:055-934-4807 FAX:055-931-2606
メ-ル:kyodo@city.numazu.lg.jp

今こそ求められる！ 事業所の男女共同参画！

少子高齢化により労働人口が減少する中で、企業活動を持続的に発展させていくためには、優秀な人材を確保・定着させるとともに、業務を効率化していくことが喫緊の課題といえます。

この課題を解消していくためには、性別にとらわれず従業員の能力を生かすとともに、ワークライフバランスを推進した働きやすい職場環境づくりを行うといった、従業員の労働意欲を高める取組が必要です。

また、近年では業績だけでなく、社会的公正や地域貢献の取組も評価されるところです。顧客や地域住民等からの信頼を得るためにも、今まさに事業所の男女共同参画推進が求められています。

◆ 推進事業所認定のメリット ◆

1. イメージの向上

事業所の男女共同参画に関する取組を市のホームページや広報紙、駅前地下道ショーケース等の媒体で広く紹介し、事業所のイメージ向上につなげます。



2. 優秀な人材の確保・定着

家庭や余暇を大切にしたい労働者ニーズが高まるなかで、従業員の希望するライフスタイルを実現できる職場環境を整備することは、優秀な人材を確保・定着させるために重要な要素です。



3. 従業員の生産性・労働意欲の向上

仕事と家庭の両立のため、メリハリのある働き方で仕事の質を高め、家事・育児参加によって円満な家庭を築いて安心感をもって仕事に望めることは、従業員の生産性と労働意欲の向上につながります。



4. 業務の持続性・効率性の向上

育児休業や短時間勤務に対応できるよう業務の配分やプロセスを見直すことで、「この仕事はこの人しかわからない」といった属人化を脱して、業務の持続性と効率性を高めるきっかけになります。



5. 各種セミナーの紹介

ワークライフバランス推進や女性管理職の育成などをテーマにしたセミナー情報を届け、従業員のキャリア・アップ、スキル・アップの学習機会を提供します。



6. 沼津市における建設工事に関する加点

「沼津市建設工事競争入札参加資格」の格付けにおける加点や、「総合評価落札方式」における加点を行います。（格付けについては前年12月31日において、認定を受けていることが条件となります。）



累計 108 事業所を認定！

認定事業所のご紹介はこちらにアクセス！

